

別表1 合意締結医療機関と対象プロトコル

医療機関名	対象 プロトコル	ファックス番号
岐阜赤十字病院	2	058-231-0206
岐阜市民病院	1	058-251-9927
岐阜大学医学部附属病院	1	058-230-6120
岐阜県総合医療センター	1	058-248-3805
みどり病院	1	058-241-0638
岐阜清流病院	1	058-239-8521
長良医療センター	1	058-295-0077
すこやか診療所	1	058-243-0792
華陽診療所	1	058-272-9258
千手堂病院	1	058-338-5008
シティ・タワー診療所	2	058-269-3283
山田メディカルクリニック	1	058-263-3399
山田病院	1	058-254-1413
北方在宅クリニック	1	058-322-3906
<u>近石病院</u>	<u>2</u>	<u>058-294-7380</u>
<u>河村病院</u>	<u>1</u>	<u>058-241-1215</u>

2024年4月1日 現在

- * 本表は、プロトコル合意済医療機関、対象プロトコル、ファックス番号を示す表です。
- * 合意済医療機関および医師への報告については、処方箋の写しも含めた定型の報告書様式を利用し、速やかに必ず報告してください。
- * 変更内容をお薬手帳に記載し、次回診察時に処方医に見せるよう患者さんに指導してください。